

改正著作権法第35条と補償金制度の動き

2018年の著作権法第35条の改正に合わせて、教育利用における著作権者の権利制限が進んでいます。運用指針の協議が続けられ、他方、公衆送信においては利用者（教育関係者）が権利者に補償金を支払うことで許諾不要とする「授業目的公衆送信補償金制度」が本年4月より本格運用されます。

今回の著作権セミナーは、本格運用直前のタイミングで、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の事務局長と映像担当の2名の理事の方々と、著作権関連法実務の第一線で活躍する法曹家 北村行夫弁護士（虎ノ門総合法律事務所）を講師にお迎えして、この動きについて解説していただきます。皆様の理解度が深まるように、当連盟理事を交えてのパネルトークも設けております。

映像製作者やその関係者にとって、これから必ず認識と理解が必要な内容となっておりますので、皆様のご参加をお待ちしております。

講師：野方 英樹（のがた ひでき）氏

（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS） 理事・事務局長

田嶋 炎（たじま ほのお）氏

（一社）日本民間放送連盟 参与

（一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS） 理事・映像等教育著作権協議会

北村 行夫（きたむら ゆきお）氏

弁護士 虎ノ門総合法律事務所 所長

司会：中鉢 裕幸（ちゅうばち ひろゆき）氏

映文連理事（著作権委員会 委員） / 東映株式会社 執行役員 教育映像部長



野方英樹氏



田嶋炎氏



北村行夫氏



中鉢裕幸氏

日時：2021年3月23日（火曜日）16:00～18:00

Zoomウェビナーにて開催

定員：90名（申込み先着順、満員になり次第締め切ります）

申込方法：別紙申込書に必要事項を記入の上、**3月19日（金）**までにメールまたはFAXしてください。

申込先：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町17-18 藤和日本橋小網町ビル7階

（公社）映像文化製作者連盟（TEL:03-3662-0236/FAX:03-3662-0238/info@eibunren.or.jp）

受講料：会員4,000円、一般5,000円（1名・税込）

主催：公益社団法人 映像文化製作者連盟